

規 約

コンサドーレ札幌サポーターズ持株会

コンサドーレ札幌サポーターズ持株会規約

(名 称)

第1条 この会は、コンサドーレ札幌サポーターズ持株会（以下本会という）と称し、民法第667条第1項の規定に基づく組合とする。

(目 的)

第2条 本会は、個人、団体及び企業から広く資金を募り、株式会社北海道フットボールクラブ（以下「会社」という）へ出資することにより、会社が保有・運営するプロサッカーチーム・コンサドーレ札幌を積極的に支援する。また、コンサドーレ札幌が北海道民に愛され、Jリーグの理念に従い、北海道におけるスポーツ文化の振興に貢献する活動を推進できるよう援助を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、この規約の定めにより、会員の拠出する金銭をもって株式を購入し、本会の名義をもってその株券を保管するとともに、当該株式にかかわる権利保全のための一切の業務を行う。

(会 員 資 格)

第4条 本会の会員は、サッカーチーム・コンサドーレ札幌を応援する個人、団体および企業をもって構成する。

(入 会)

第5条 ① 本会に入会を希望する個人、団体および企業は、理事長へ所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
② 入会を承認された会員は、申し込み口数に応じた金額を本会へ拠出することにより、本会に入会することができる。

(抛 出 金)

第6条 ① 抛出金は10,000円を1口とする。

② 抛出金の範囲は、最低1口(1万円)から最高95口(95万)とする。

(株式の購入)

第7条 ① 本会は、会社が増資を行う時点で、会員の抛出金(以下株式購入資金という)をもって、会社から株式の購入(委託手数料および消費税相当額を含む)を行なう。

② 株式購入資金のうち、売買単位の購入代金に満たない部分(以下残金という)および募集割当以上の抛出金部分については、次回の株式購入資金に充当するほか、別途定める方法により運用する。

(理事長の受託)

第8条 会員は、前条により購入した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。

(株式分割等の取扱)

第9条 前条により理事長に信託された株式にかかわる配当金、分割株式等の果実は、会員には分配されない。

(会員の持分)

第10条 ① 会員は、信託株式およびそれにかかわる果実について持分を有する。

② 本会は、次の要領で算出した株式数を、各会員の持分として会員別持分明細簿に登録する。

1. 第7条により購入した株式については、当該購入時における各会員の株式購入資金に応ずる株式数

2. 信託株式にかかわる分割株式については、当該基準日における各会員の登録された持分に応ずる株式数

(持分の譲渡質入)

第11条 会員は、前条により登録された自己の持分に関する権利を理事長の承認を受けた場合のほかは、他に譲渡もしくは質入することはできない。

(残高明細の通知)

第 12 条 本会は会員に対し、残高に変更があった場合に限り、延滞なく残高明細を通知する。

(株式の譲渡等)

- 第 13 条 ① 会員は、その持分を引出すことはできない。
- ② 会員は、運営細則で定める様式に従い、譲渡承認に関する書類を提出して理事長の承認を受け、かつ、譲渡代金が拠出額を超えないことを条件に、その持分を譲渡することができる。
- ③ 会員が持分の全部を他へ譲渡した場合は、自動的に退会するものとする。
- ④ いかなる場合においても、持分の引き出しに際し、会員に拠出額を超える代金を支払うことはできない。

(議決権行使)

第 14 条 信託株式にかかわる議決権は、受託者である本会理事長がこれを行行使する。ただし、会員は各自の持分に相当する株式の議決権の行使について、本会に対し特別の指示を与えることができる。

(役員を選任)

- 第 15 条 ① 本会の運営を円滑ならしめるため、本会の役員として顧問、理事および監事それぞれ若干名をおく。
- ② 顧問、理事および監事は、会員の中から次の手続きにより選任する。
1. 理事会は、任期満了の 1 か月前までに次期役員候補者を推薦し、理事長はこれを書面にて会員に通知する。
 2. 前号の候補者に異議ある会員は、書面にて理事長にその旨申出る。
 3. 第 1 号の通知発信後 2 週間経過したとき、前号の異議が会員数の 2 分の 1 に満たない場合には、当該候補者は選任されたものとし、現役員の任期満了と同時に就任する。
 4. 第 2 号の異議が会員数の 2 分の 1 を超えた場合は、理事会は直ちに新たな候補者を推薦し、第 1 号乃至第 3 号の手続きをとるものとする。

- ③ 役員の任期は、就任の翌々年の5月末日までとする。ただし、任期満了時において前項第4号の手続が進行中の場合、もしくはその他特別の事由により次期役員が選任されていない場合は、次期役員が選任されるまでの期間、任期を延長する。なお、再任を妨げない。
- ④ 理事は互選により理事長、副理事長、専務理事を選任する。
- ⑤ 理事長は本会を代表し、本規約に定める業務を執行する。理事長に事故あるときは、理事会で予め定めた順序に従って、その他の理事がこれに代るものとする。

(理 事 会)

- 第16条
- ① 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。
 - ② 理事長は、必要に応じて理事会を招集する。
 - ③ 理事会は次の事項を決定する。
 - 1. 本規約または本規約に基づく細則の規定により、理事会が決定すべきものとされた事項
 - 2. その他、本会の業務の処理上重要と理事長が認めた事項
 - ④ 理事会の決定は、出席理事の過半数によって行なう。

(監 事)

- 第17条
- ① 監事は、理事の業務を監査する。
 - ② 監事は、必要と認めたときは何時でも、本会の業務の状況につき、理事長に報告を求めることができる。
 - ③ 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(事務処理)

- 第18条 本会の事務処理は、コンサドーレ札幌サポーターズ持株会事務局にて処理する。

(会 費)

- 第19条
- ① 本会の運営に必要な経費は、会員が負担する。
 - ② 会員は、毎年1回必要な会費を納付するものとする。

(業務報告)

第 20 条 理事会は、毎年 1 2 月末日をもって過去 1 年間の業務の状況報告書を作成し、監事の承認を得たのち会員に報告するものとする。

(本会の所在地)

第 21 条 本会の所在地は、株式会社北海道フットボールクラブ内に置く。

(規約の変更)

第 22 条 本規約の変更は、次の手続による。

1. 理事会は変更案を起案し、会員に書面にて通知する。
2. 前号の変更案に異議ある会員は、書面にて理事長に対し、その旨申し出る。
3. 第 1 号の通知発信後 2 週間経過したとき、前号の異議が会員数の 3 分の 1 に満たない場合に、当該変更案は効力を発生する。
4. 第 2 号の異議が会員数の 3 分の 1 を超えた場合は、理事会は当該変更案を修正のうえ、改めて第 1 号乃至第 3 号の手続をとることができる。

(残余財産の処分)

第 23 条 本会が理事会の決議、あるいはその他の方法により解散を決議した場合、本会の残余財産は、会員の希望があれば、本会への拠出金を限度として払い戻すことができる。希望する会員への払い戻した後の残余財産については、解散に必要な経費を控除した残額すべてを理事会の決議によりサッカーに関連する公益団体に寄付するものとする。

(運営の細目)

第 24 条 本会の運営に関する細目は、理事会の定める本会細則によるものとする。

付 則

第1条 本規約は、平成8年4月26日より実施する。

第2条 本会発足当初の理事及び監事は、本規約第16条第2項の規定にかかわらず、株式会社北海道フットボールクラブの取締役会において選任するものとする。

平成10年5月12日 一部改訂

平成12年4月 8日 一部改訂

平成20年3月21日 一部改訂

平成20年6月27日 一部改訂